

大深度地下の適正かつ合理的な利用に関する基本的な事項

1 大深度地下空間の利用調整

(1) 大深度地下空間の施設配置・利用の基本的考え方

大深度地下は大都市地域に残された貴重な空間であり、また、いったん施設を設置するとその施設を撤去することが困難であること等から、大深度地下の利用、施設配置については、虫食いの、早い者勝ちの乱開発を避け、空間の利用調整を行い、適正かつ合理的な利用を図ることが求められている。

この場合において、他の事業との利用調整により設置位置が深くなる施設等については、コスト、利便性等の面での問題が生じることが想定されるため、具体的にどのように大深度地下空間での施設配置・利用を行っていくかについて、現在の地下利用、大深度地下利用の見込み等地域の現状等を踏まえ、事業間の調整を行っていく必要がある。なお、大深度地下空間の施設配置・利用の基本的考え方は以下のとおりである。

1) 垂直交差

大深度地下は垂直方向に利用可能な範囲が地下40m～100m程度の空間であり、トンネルが数本交差すれば空間として閉塞され、利用が不可能となるとともに、交差の問題からトンネルを上下にずらす必要が生じる可能性がある。

交差に当たっては、施設の方向性により配置を定める方法と施設の特性により配置を定める方法が考えられるが、施設の方向性についてみれば、環状方向と放射方向、東西方向と南北方向のように方向性をもって整備される施設ごとに、利用する深度を定めることによって、可能な限り空間を整序することとする。

また、施設の特性についてみれば、利用者が不特定多数の有人施設、地上及び浅深度地下の施設へのアクセスに対して構造上の制約を受ける施設、地上や浅深度地下の施設への移動に対して重力が作用し多大なエネルギーを必要とする施設等については、可能な限り上部に配置することとする。

なお、施設の線形の自由度の高い施設については、空間の利用調整に関し、線形の融通を行うことが、大深度地下空間の有効活用に資するものと考えられる。

2) 平面配置

大深度地下は平面的には広い空間であり、他の事業の構想・計画を踏まえ、可能な限り将来の事業に必要となる空間を確保して施設を配置することとする。

また、地上とのアクセス空間が大規模となる施設は、可能な限り、アクセス空間の確保が比較的容易である道路等の公共用地又はその近傍の大深度地下に平面配置することとする。

なお、公共用地をアクセス空間として利用する場合には、地上部の施設の機能を阻害することのないよう十分留意する必要がある。

3) 共同化

大深度地下の合理的な利用を図るためには、事業の共同化が有効な手段であり、共同化することの経済性、受益に応じた適正な費用負担、維持管理の問題等に配慮しつつ、共同化等に向けた事業間調整を行う必要がある。

(2) 大深度地下使用協議会の活用等

1) 事業構想段階からの調整

大深度地下の使用に当たっては、長期的・広域的視点に立った計画的かつ効率的な利用に努める必要がある。

このため、事業者は、事業を実施する場合には、構想段階等の早い段階から、他の事業者との間で、事業区域の位置、事業の共同化等について、適切な調整を行うこと等により、施設の特性に応じた適切な配置、共同化等の効率的な空間利用を図り、適正かつ計画的な利用を確保することが必要である。

大深度地下使用協議会については、定期的を開催することにより、大深度地下利用に関する情報収集の充実を図るとともに、必要に応じて事業者、関係市町村等に対する協議会への出席、資料提供、説明等必要な協力を求める等、早い段階から個別事業に関する情報交換、個別事業間の調整を行うこととする。

事業を所管する行政機関は、事業者から、将来の大深度地下利用に関する構想・計画を調査し、大深度地下使用協議会等を活用してとりまとめ・公表する等、必要な情報収集・公開に努めるものとする。

また、大深度地下使用協議会においては、関係事業者及び学識経験者の意見を十分に聴く等、適切な運用が行われるよう努めることとするとともに、広く一般への公開に努めるものとする。

なお、大深度地下使用協議会の運営に関する事務については、国土交通省地方整備局が担当することとする。

2) 事業が具体化した時点の個別の調整

事業が具体化した時点においては、事業の概ねの実施予定位置を踏まえ、近接又は同一の事業区域で事業を施行し、又は施行しようとする他の事業者との間で、施設の適切な配置や共同化等の効率的な空間利用を図る必要がある。

法第12条に基づく事業間調整の手続により他の事業者から事業施設の共同化の検討、事業区域の調整の申出があった場合には、事業者は調整に努めねばならない。

調整に当たっては、客観性を高める等の観点から、大深度地下使用協議会を積極的に活用して調整を行い、調整を経た上で、事業者は法第14条に基づく認可申請を行うこととする。

2 既存の施設等の構造等に支障が生じるおそれがある場合の措置

事業区域に近接している既存の施設又は工作物その他の物件について、当該事業の工事の実施や施設等の設置により、構造上の安全や当該施設等の機能に支障が生じるおそれがある場合には、事業者は支障が生じないよう適切な処置を講ずる必要がある。

事業者は法第12条に基づく事業間調整の手続により、工事の実施等について他の事業者から調整の申出があった場合には、事業者は大深度地下使用協議会を活用して調整に努め、適切な処置を講じなければならない。

また、大深度地下の使用の認可により、土地に関するその他の権利については制限されるものの、当該制限は鉱業権には及ばないため、鉱業権の移転・除却等に関する調整については、事業者と鉱業権者との間で調整がなされることを基本としつつ、大深度地下使用協議会等を活用し適切な対応を講じる必要がある。